

建築基準法第22条に基づく区域の指定(大仙市地域)

◎大仙市地域の建築基準法第22条指定区域は「建築基準法第二十二条に基づく区域の指定(昭和42年11月9日秋田県告示第548号)」に定められています。

地域	大字	小字
大曲地域	全域	全域
神岡地域	神宮寺	神宮寺、家後、蓮沼、屋敷南、本郷下、本郷道南、中瀬古川敷、新屋野、本郷野、荒屋
	北櫓岡	北櫓岡、町頭、布田谷地、沼ノ上、小山田、一本木、沖田、金助谷地、下新屋
西仙北地域	-	刈和野
	刈和野	本町、愛宕町、愛宕下、清光院後、上ノ台、一里塚東、小野、湯田、中道、上ノ台荒屋敷、水尺川向大道東、水尺川向大道西、百人畑、屋敷尻川反、下鶴岱、北ノ沢島山、下鶴、石名坂、山北ノ沢、加賀戸、高屋敷、浮島
	大沢郷宿	横山、カクマ沢、結梗台、宿、上宿、二ノ台
	土川	上野、上雨堤
	杉山田	杉山田、下久保、家ノ前、松ノ木、坂ノ下、岩瀬
	北野目	沢田、北野目、堂伝野
	強首	強首、高田、山谷
	寺館	前谷地、三ツ谷、松葉、四ツ谷
協和地域	峰吉川	峰吉川、高見、寺ノ下、中沢
	境	刈谷沢、野田、菅生田、境
	上淀川	上淀川、東町後、岸館